

すぱーく胆沢

使用区分				基本使用料		付加使用料
				全 面 使 用 の 場 合	半 面 使 用 の 場 合	
屋内運動場	入 場 料 を 徴 収 し ない 場 合	アマチュアスポーツ、サークル活動又はレクリエーションに使用する場合	児童及び生徒	300円	150円	照明設備を全面使用する場合 は300円を、半面使用する場 合は150円を徴収する。
			一般	600円	300円	
		その他の催しに使用する場合		1,200円	600円	
	入 場 料 を 徴 収 す る 場 合 等	アマチュアスポーツ、サークル活動又はレクリエーションに使用する場合	児童及び生徒	600円	300円	
			一般	1,200円	600円	
		その他の催しに使用する場 合	営利を目的とし ない場合	1,800円	900円	
			営利を目的とす る場合	6,000円	3,000円	
談話室			児童及び生徒	60円		暖房を使用するときは、基本 使用料の額に2分の1を乗じ て得た額を徴収する。
			一般	120円		

- 1 「入場料を徴収する場合等」とは、使用者が入場料を徴収する場合又は入場料は徴収しないが、営利、宣伝その他これらに類する目的をもって催しを行う場合をいい、「入場料を徴収しない場合」とは、それ以外の場合をいう。
- 2 「児童及び生徒」とは、幼児、小学校児童、中学校生徒及び高等学校生徒をいう。
- 3 使用時間に1時間未満の端数が生じた場合は、1時間として計算する。
- 4 市外に住所又は所在地を有する者が使用する場合の基本使用料は、この表に定める額の2倍の額とする。ただし、国又は地方公共団体が使用する場合を除く。
- 5 準備、撤去等のため前日等に使用する場合の基本使用料は、この表に定める額（備考4の適用がある場合は、その適用後の額）の2分の1の額（10円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額）とする。
- 6 減免により10円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額とする。